技能実習制度と特定技能制度の一体改革への提言

グローバル人材共生推進議員連盟

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議から「最終報告書たたき台」が発表された。

「同一企業での就労が1年を超えるなど一定要件を満たせば、同一分野内で転籍を認める」と1年超で転籍を認める方向性が示されたが、外国人材の受入企業等関係団体や地方からは「地方から人材が流出する」「1年では人材育成は行えない」と動揺と混乱が広がっている。また、入国後わずか1年の外国人材に公正な転籍する交渉力はなく、脆弱な立場の外国人材にとっても望ましいキャリアを構築できるとは思えない。

たたき台が新制度の「受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定」としていることについて、繊維・衣服、家具製作、印刷、鉄道、自動車製造関係等の特定技能制度分野にない業界の今後の姿が示されておらず、多くの現場から不安の声が上がっている。

特定技能制度についても、たたき台の適正化方策では必ずしも「即戦力人材」は確保できず、見直しは極めて不十分と言わざるを得ない。新制度と特定技能制度の一体改革の全体像も示されていない。

わが国は、人口減少・高齢化による全産業的な労働力不足は顕著であり、特に地方や中小企業における人材不足は深刻である。外国人材を活用し地域共生社会づくりに資する制度の設計が急がれる。外国人材については単に人手不足を埋める労働者と見るべきではなく、日本の産業や経済、地域社会を支え、自国の発展に資する人材を育成する観点も極めて重要である。

地方を含む日本経済社会の復活のためには、「新しいもの」を生み出す力の回復が不可欠であり、その意味からも日本経済の再興に繋がるスタートアップ企業など、創世期の業界や小規模の業務・業種の経済主体等も、外国人材を活用可能な制度にする必要がある。

「選ばれる国」になるためには、人権侵害防止や外国人材の保護・支援等の体制強化 はもちろんのこと、日本の内なる国際化を推進し、地域における外国人との共生社会を 実現しなければならない。

当議連は、新制度及び特定技能制度を抜本的かつ一体的に見直し、アジアの安定と日本の持続的成長に資する模範的人材育成・確保システムの構築を「国家戦略プロジェクト」として取り組むべきと主張してきた。

新制度及び特定技能制度を「人材育成・人材確保・国際貢献」を共通の理念、目的と した整合性の取れた一貫性ある新たな制度にすべく、以下の通り提言する。

- 1. 新制度と特定技能制度の共通の目的として「人材育成・人材確保・国際貢献」を明確に位置付けること、法律は一本化が望ましい。
- 2. 対象職種や分野を拡大した上で統一化し、現状に則した業種の大括り化を進めること。対象分野については、原則として全ての業種にすべきであり、少なくとも、現行技能実習制度上の全ての対象職種は含まれるべき。
- 3. 外国人材の保護・育成等の観点から実効的・一体的な指導監督が行えるよう、特定技能についても主務官庁は法務省及び厚生労働省とすること
- 4. 技能実習及び特定技能の実施に係る監理・保護・支援事業を一体的に行う「管理 支援機関(仮称)」の導入を検討すること。登録支援機関を維持する場合、支援 能力をチェックできるよう許可制とすること。
- 5. 新たな制度では「基礎的人材育成期間」との考えに基づき、3年間(少なくとも 2年間)は一企業での実習を原則とするが、転籍については、人権重視等の観点 から転籍基準を明確化し、実効性を確保した上で柔軟化すること。転籍先を速や かに確保する方策、仕組みについても具体案を示すこと。
- 6. 特定技能制度の適正化 在留資格「特定技能」の取得要件となる「技能試験」は、技能実習2号時に実施 される試験と同レベル以上の難易度とすること
- 7. 外国人材の都市部への偏在ならびに不当な引き抜きの防止
 - (1) 大都会への不当な引き抜き防止策を強化すること
 - (2) 国・自治体による地方就労環境の底上げ支援策を措置すること
- 8. 同一職種、同一企業で技能実習・特定技能を一定期間継続的に行った者、あるいは日本語能力(N2)や技能実技試験等に合格した者には、家族帯同や就労 支援、資格取得要件緩和、永住許可等のインセンティブを与えること
- 9. 日本語能力が安全安心な就労や充実した社会生活のために必要であることか、 外国人材の日本語能力が向上する仕組みを措置すること
- 10. 各都道府県に、国、都道府県、市町村、民間、専門家の代表からなる「グローバル人材共生会議」を設けること

以上